

食品の出展について

- ① 各地元保健所による「食品製造所の許可書（営業許可書）」（写し）の提出をお願いします。

- ② 模擬店販売（現場調理）の取り扱いになる方は、
「提供食品作業工程表」の提出が必ず必要になります。
※コーヒー・紅茶・ジュース等、飲料を現場調理にて提供される場合は模擬店扱いとなります。

- ③ 提出書類①②は各2部（写し）を準備していただき、1部は月の15日までに、
FAX 又はメール・郵送にてお届け下さい。「らくさいマルシェ実行委員会」でとりまとめて、西京保健センターに一括提出します。
※FAX 番号：075-331-0822
(京都市住宅供給公社 らくさいマルシェ実行委員会事務局)

- ④ パン・菓子類は「菓子製造許可」の持った製造場所で作られたものとしします。

- ⑤ 漬物の販売は製造者の届出されているところに限ります。

- ⑥ **容器包装に入った食品は、名称、原材料名、消費期限又は賞味期限、保存方法、内容量、製造者氏名、連絡先（電話番号）を明記して下さい。また、アレルギー、添加物など適正に表示して下さい。**

- ⑦ 野菜・果物は「生産者」が特定できるものしか販売できません。また、産地表示が必要です。

- ⑧ アルコール飲料の販売は禁止とさせていただきます。

- ⑨ 温度管理に留意して対応してください。(氷・クーラーボックスなどにて)
- ⑩ 販売不許可の食品は、
ご飯類、お弁当、スープ、カレー、生クリームを使った菓子、お惣菜、プリン、ゼリー、アイスクリーム、キッシュ、サンドイッチ、生もの、牛乳を使用した飲み物、現場調理・現場で温めるなど、実行委員会が不相当と判断した物は出店できません。
※但し、模擬店届けしたもの、移動販売は除きます。
- ⑪ 試食販売する際は、使い捨てで提供してください。(容器・箸・スプーンなど)
- ⑫ 販売された食品で何か問題が起きた場合、当委員会で責任をとることができません。
各出展者の責任となりますので、各出展者での対応をよろしくお願いします。
- ⑬ 上記の件について、同意いたします。

令和5年 月 日

氏名： 印

住所：

連絡先

※ 上記⑬へ記入・捺印して頂き、出展当日に「らくさいマルシェ実行委員会本部」へ提出をお願いします。

以上、上記の規約は京都市西京保健センターの指導に基づき作成されています。
何卒、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。